

大分県報

令和四年

号外 (四〇)

六月二十二日

(水曜日)

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	一
参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式	二
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	二
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法	二
参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字	二
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	二
参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	三
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者の選任	三
参議院大分県選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	三
参議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所	三
参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	三
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時	三
参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	四
参議院大分県選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	四
参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	四

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和四年執行

参議院大分県選出議員選挙投票

- 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選挙管理委員会
大分県

候補者氏名

備考

一 用紙はクリーム色とし、黒色のインクで印刷する。

令和四年六月二十二日

大分県報号外（選挙委告示）

一

二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和四年執行
参議院比例代表選出議員選挙投票

- 注 意
- 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
 - 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

政党の名称は、 氏名又は略称は、 候補者その他の 候補者の名称	選挙 管理 委員 会 之 印
--	-------------------------------

備考

- 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。
- 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第二十三号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示する。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 参議院大分県選出議員選挙 さんぎいん せんきょよく
 参議院比例代表選出議員選挙 さんぎいん ひれい

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行 執 行	年 員 選	4 議 員	議 院 選	令 参 議 院 参 運 大
-------	-------	-------	-------	---------------

備考

- 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。
- 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	日田市	一 木 俊 廣
選 挙 長 職 務 代 理 者	大分市	曾 根 田 英 雄

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分	住 所	氏 名
大分県選挙分会長	大分市	阿 部 良 秀
大分県選挙分会長職務代理者	大分市	木 部 哲 行

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に關する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

六月二十二日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

六月二十三日以降

- 大分市大手町三丁目一番一号
- 大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に關する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

六月二十二日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

六月二十三日以降

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第三十号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和四年七月十三日九時三十分

大分県選挙管理委員会告示第三十一号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

令和四年六月二十二日

大分県報号外(選管委告示)

二 日時 令和四年七月十三日十時

大分県選挙管理委員会告示第三十二号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和四年六月二十二日十七時五十分

大分県選挙管理委員会告示第三十三号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

3 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円

5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円

6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき二の1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千元

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千元

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

大分県選挙管理委員会告示第三十四号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和四年六月二十四日十時

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和四年六月二十四日十時三十分

大分県選挙管理委員会告示第三十六号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 令和四年六月二十二日十七時二十分

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

令和四年七月十日執行の参議院議員通常選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 投票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の投票

2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

二 開票の順序

1 参議院大分県選出議員選挙の開票

2 参議院比例代表選出議員選挙の開票

令和四年六月二十二日

大分県報号外(選管委告示)

五